

札幌市と株式会社セカンドストリートとの リユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と株式会社セカンドストリート（以下「乙」という。）は、以下の通り連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の緊密な連携協力により、それぞれの資源や機能等を活用し、市民サービスの向上を図ることで市内のリユース活動を促進して廃棄ごみの削減を進め、環境負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的の達成に向けて、次に掲げる事項について連携協力するものとする。

- （1）リユース活動の促進を通じた循環型社会の形成に関すること。
- （2）リユース活動を促進するための広報・啓発に関すること。
- （3）その他、甲及び乙で合意した本協定の目的に資する事業に関すること。

（協議及び報告）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的達成に向けた連絡事項に関する協議及び報告を行う。

（実績報告等）

第4条 乙は、本協定に基づく取組により、札幌市内で乙が提供するサービスが利用された実績を甲に報告する。報告の詳細（方法・時期を含む。）については、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（責務）

第5条 乙の事業を利用した利用者間でトラブルが発生した場合は、乙の責任のものと誠意をもって問題解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力にあたり、知り得た当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

（協定の有効期間及び更新等）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、

期間満了の30日前までに、甲又は乙から本協定の終了について相手方に対し申し出がなされなければ、同一条件で1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲または乙は、前項の定めに関わらず、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

3 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容に関して変更の申し出があったときは、甲と乙が協議するものとし、甲乙双方の書面による合意をもって本協定の内容を変更するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 乙は、本協定の取り組みを実施する上で知り得た市民の個人情報について、以下の各号を遵守しなければならない。

(1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止すること。

(2) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告するとともに、乙の責任において対応すること。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定書に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年7月3日

甲：北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

札幌市長 秋元 克広

乙：愛知県名古屋市中区富士見町8番8号 OMC ビル

株式会社セカンドストリート

代表取締役社長 一戸 綱樹